

令和7年度文部科学省調達改善計画

令和7年4月
文部科学省
行政事業レビュー推進チーム

1. 調達改善の目的

「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定。以下「本部決定」という。）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議とりまとめ。以下「指針」という。）に基づき、文部科学省の調達改善計画を以下のとおり策定する。

本計画では、文部科学省における調達の透明性・公平性・競争性の確保・向上等を目指し、調達に関する目標設定と結果の検証・評価を実施する体制を整備することにより、PDCAサイクルによる自律的な調達改善を実現することを目的とする。

2. 調達の現状分析

文部科学省（施設等機関、特別の機関及び外局を含む。）の令和5年度における契約実績は、契約件数2,464件、契約金額1,141億円（少額随意契約は除く。）であり、具体的には表1から表5のとおりとなる。

表 1 ※1 令和 5 年度文部科学省における調達契約種別

(単位：件、億円)

| 契約方式 | | 契約件数 | 割合 | 契約金額 | 割合 | |
|--------------|-------------|----------|----------|----------|----------|--------|
| 競争性のある契約 | 競争契約※2 | 504 | 20% | 175 | 15% | |
| | | (504) | (19%) | (168) | (13%) | |
| | | 最低価格落札方式 | 297 | 59% ※3 | 33 | 19% ※3 |
| | | (323) | (64%) ※3 | (47) | (28%) ※3 | |
| | 総合評価落札方式 | 207 | 41% ※3 | 142 | 81% ※3 | |
| | (181) | (36%) ※3 | (121) | (72%) ※3 | | |
| | 企画競争による随意契約 | 1,424 | 58% | 419 | 37% | |
| | (1,536) | (59%) | (535) | (43%) | | |
| 公募による随意契約 | 56 | 2% | 33 | 3% | | |
| (56) | (2%) | (20) | (2%) | | | |
| 不落・不調による随意契約 | 9 | 0% | 2 | 0% | | |
| (11) | (0%) | (5) | (0%) | | | |
| 小計 | 1,993 | 81% | 630 | 55% | | |
| (2,107) | (81%) | (728) | (58%) | | | |
| 競争性のない随意契約※4 | | 471 | 19% | 512 | 45% | |
| | | (502) | (19%) | (528) | (42%) | |
| 合計 | | 2,464 | 100% | 1,141 | 100% | |
| | | (2,609) | (100%) | (1,256) | (100%) | |

※1 令和5年度の「契約に関する統計」に基づき分類（少額随意契約は含まない。）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。以下表2～5について同じ。

※2 競争契約とは、一般競争契約及び指名競争契約をいう。以下表2、表4及び表5について同じ。

※3 競争契約に占める、最低価格落札方式又は総合評価落札方式の件数及び契約金額の割合である。

※4 「競争性のない随意契約」は随意契約（少額随意契約は含まない）から、①企画競争によるもの、②公募を実施したもの、③不落・不調によるもの、を除いたものとしている。

※5 各項目の下段の（）内の数値は当該年度の前年度実績である。

文部科学省における令和5年度の契約件数・金額が前年度と比較して減少している主な要因は、文化庁所管の令和3年度補正予算事業ウイズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業、令和4年度戦略的芸術文化創造推進事業が令和4年度限りで終了したことや、文化芸術による子供育成推進事業（うち学校巡回）事業、次代の文化を創造する新進芸術家育成事業が独立行政法人に移管されたことによるものである。

表2 令和5年度文部科学省における調達の実績状況

(単位：件、億円)

| | 1者 | | 2者以上 | | 合計 | |
|---------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | 契約 件数 | 契約 金額 | 契約 件数 | 契約 金額 | 契約 件数 | 契約 金額 |
| 競争契約 | 118 | 20 | 179 | 14 | 297 | 33 |
| 最低価格落札方式 | (132) | (24) | (191) | (23) | (323) | (47) |
| 割合 | 40% | 59% | 60% | 41% | 100% | 100% |
| | (41%) | (51%) | (59%) | (49%) | (100%) | (100%) |
| 競争契約 | 124 | 88 | 83 | 54 | 207 | 142 |
| 総合評価落札方式 | (118) | (94) | (63) | (27) | (181) | (121) |
| 割合 | 60% | 62% | 40% | 38% | 100% | 100% |
| | (65%) | (78%) | (35%) | (22%) | (100%) | (100%) |
| 企画競争による 随意契約※1 | 159 | 94 | 1,265 | 325 | 1,424 | 419 |
| | (139) | (80) | (1,397) | (454) | (1,536) | (535) |
| 割合 | 11% | 23% | 89% | 77% | 100% | 100% |
| | (9%) | (15%) | (91%) | (85%) | (100%) | (100%) |
| 公募による随意 契約※2※3※4 | 22 | 32 | 0 | 0 | 22 | 32 |
| | (20) | (19) | (0) | (0) | (20) | (19) |
| 割合 | 100% | 100% | 0% | 0% | 100% | 100% |
| | (100%) | (100%) | (0%) | (0%) | (100%) | (100%) |

※1 表2の「企画競争による随意契約」の1者応募の数値には、委託費等による複数年事業（継続案件）によるものを含む。

※2 表2の「公募による随意契約」欄には、『「公共調達の適正化について（平成18年財計第2017号）」1.(2)②ホ(イ)及びへ』にある「試験又は講習の実施に係る会場の借上げについて、日時、場所及び収容人員等の諸条件を明らかにしたうえで、公募を行うもの」及び「一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するもの」（タクシーチケット供給業務等の複数者との契約を前提としているもの）については、計上しないこととする。そのため、表1とは数値が一致しないことがある。

※3 公募を実施した結果、複数者からの応募があり競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約については、契約相手方の最終的な選定手続（競争契約又は企画競争による随意契約）により整理し、公募による随意契約として整理はしないこととする。なお、この場合における競争参加者数の区分は、公募後に行った競争契約又は企画競争による随意契約への競争参加者数により整理する。

※4 応募者がいないときに特定の1者と契約を行う場合は、公募による随意契約の1者として整理する。

※5 各項目の下段の（）内の数値は当該年度の前年度実績である。

競争契約（最低価格落札方式及び総合評価落札方式）について：

最低価格落札方式及び総合評価落札方式の一者応札比率（件数ベース）については若干の低下が見られる。これらの調達については主に以下のような取組を行っている。

- 明確に資格要件・実績要件の必要性が説明できる場合を除き、技術審査の評価基準（評価項目）の必須項目（基礎点の配点対象）に原則として実績要件を設定しないこととし、会計監査組織が入札公告前の事前監査において実績要件を必須項目にしていないことをチェックする体制を整えている。
- 事業期間や納期までの期間を十分に確保することを目的として、委託事業については第4四半期の事業開始を原則禁止しており、「委託事業の調達標準処理マニュアル」への明記や、例年8月下旬に会計監査組織より改めて省内の調達担当部署に対し注意喚起のメールを発信し周知徹底を図っている。

企画競争による随意契約について：

文部科学省では、教育プログラムの開発・実証に係るモデル事業や研究開発に係る拠点構築事業等において、事業者のノウハウや企画力を活用した委託事業を多く展開しているため、契約方式のうち企画競争を採択する件数が多くなっている。その際、一度の公募において複数の事業者を採択する事業が多いことから、企画競争における一者応募の割合は低調となっている。これらの調達については主に以下に取り組んでいる。

- 「一者採択予定で公募する企画競争による調達案件は総合評価落札方式への移行を促進」することとし、省内への周知を行うと共に、単年度採択予定・一者採択予定の調達案件についてチェックする体制を整えている。
- 公募時点における採択予定数と実際の応募者数・採択数を把握し、競争性が十分に確保されていたことを検証するなど、更に踏み込んだ見直しを行うため、文部科学省の公募作成システムの改修を行い、令和6年度からは公募時に想定していた採択者数の情報についても集計を行うこととした。

上記の取組による改善の効果検証を行い、更なる調達改善の取組に資するものとする。

表3 令和5年度文部科学省における調達経費の内訳

(単位：件、億円)

| 調達分野 | 契約件数 | 割合 | 契約金額 | 割合 |
|----------------------|------------------|--------------|--------------|-------------|
| 汎用的な物品購入・役務契約 | 439 (28) | 18% (1%) | 110 (3) | 10% (0%) |
| 電力 | 6 | 0% | 0 | 0% |
| 情報システム | 91 | 4% | 50 | 4% |
| 調査研究 | 21 | 1% | 4 | 0% |
| その他 | 321 | 13% | 56 | 5% |
| 教育・研究開発等の委託契約 | 1,721 (1,183) | 70% (48%) | 578 (259) | 51% 23% |
| 情報システム | 2 | 0% | 1 | 0% |
| 調査研究 | 1,030 | 42% | 259 | 23% |
| 競争的研究費による研究 | 98 | 4% | 131 | 12% |
| その他 | 591 | 24% | 186 | 16% |
| 教科書購入契約 | 294 | 12% | 447 | 39% |
| 公共工事等 | 10 | 0% | 6 | 1% |
| 公共工事 | 10 | 0% | 6 | 1% |
| 公共工事に係る 調査及び設計業務等 | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 合計 | 2,464 | 100% | 1,141 | 100% |

※1 表3の内訳区分 以下表4及び表5について同じ。

「情報システム」：「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン」(令和5年度版)における「情報システム」に該当するものを計上している。

「調査研究」：①「調査」(実態調査、動向調査等の各種の調査)、②「統計調査」(統計情報の収集整理等)、③「研究」(科学技術等の研究に係る分析、解析、実証、実験等)に係るものであって、「公共工事に係る調査及び設計業務等」及び「競争的研究費による研究」(大学・国立研究開発法人等において、省庁等の公募により競争的に獲得される経費のうち研究に係るもの(「競争的資金」とされていたものを含む。))以外のものを計上している。

「競争的研究費による研究」：上述のとおり。

※2 表3のうち、以下に該当する案件については件数・金額を下段の()内に内数にて計上している。

・企画競争のうち、要領において事業規模(総予算額)と複数の採択予定件数を示し、提出された企画提案を評価、選定するようなもの。

・公募のうち、応募資格を満たしている者が複数ある場合に複数者と契約を締結するようなもの。

文部科学省における特殊な調達分野として教科書購入契約が挙げられる。教科書購入契約は契約の相手方が教科書供給会社に限定されるため、調達改善の効果はほぼ見込めない。

したがって、調達改善の効果が見込まれる汎用的な物品購入及び役務契約、調達規模の大きな教育・研究開発等の委託契約を対象に、重点的に調達改善の取組を実施するものとする。

表4 令和5年度文部科学省における競争契約における調達経費の内訳
(単位：件、億円)

| 調達分野 | 契約件数 | 割合 | 契約金額 | 割合 |
|------------------|------|------|------|------|
| 汎用的な物品購入・役務契約 | 296 | 59% | 69 | 39% |
| 電力 | 1 | 0% | 0 | 0% |
| 情報システム | 73 | 14% | 48 | 27% |
| 調査研究 | 17 | 3% | 2 | 1% |
| その他 | 205 | 41% | 19 | 11% |
| 教育・研究開発等の委託契約 | 198 | 39% | 100 | 57% |
| 情報システム | 2 | 0% | 1 | 1% |
| 調査研究 | 154 | 31% | 84 | 48% |
| 競争的研究費による研究 | 0 | 0% | 0 | 0% |
| その他 | 42 | 8% | 15 | 9% |
| 公共工事等 | 10 | 2% | 6 | 4% |
| 公共工事 | 10 | 2% | 6 | 4% |
| 公共工事に係る調査及び設計業務等 | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 合計 | 504 | 100% | 175 | 100% |

汎用的な物品購入・役務契約について：

- 「その他」の内訳としては最低価格落札方式による学校向け各種調査や問題用紙等の製本印刷・梱包発送業務、省内庁用品の調達件数が多くなっている。

教育・研究開発等の委託契約について：

- 教育分野においては全国学力・学習状況調査や教育のICT化に係る調達が多くを占めている。
- 研究開発分野においてはイノベーション創出や産学官連携に係る調達が多くを占めている。
- スポーツ分野においては全国体力・運動能力、運動習慣等調査やスポーツの実施状況・効果に関する調査研究に係る調達が多くを占めている。
- 文化分野においては芸術、伝統文化、日本語教育、遺産等様々な分野の調査研究に係る調達が行われている。

表5 令和5年度文部科学省における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳

(単位：件、億円)

| 調達分野 | 契約件数 | 割合 | 契約金額 | 割合 |
|----------------------|------|------|------|------|
| 汎用的な物品購入・役務契約 | 123 | 51% | 54 | 50% |
| 電力 | 1 | 0% | 0 | 0% |
| 情報システム | 44 | 18% | 44 | 41% |
| 調査研究 | 10 | 4% | 2 | 2% |
| その他 | 68 | 28% | 8 | 7% |
| 教育・研究開発等の委託契約 | 117 | 48% | 52 | 49% |
| 情報システム | 1 | 0% | 1 | 1% |
| 調査研究 | 88 | 36% | 38 | 35% |
| 競争的研究費による研究 | 0 | 0% | 0 | 0% |
| その他 | 28 | 12% | 13 | 12% |
| 公共工事等 | 2 | 1% | 1 | 1% |
| 公共工事 | 2 | 1% | 1 | 1% |
| 公共工事に係る 調査及び設計業務等 | 0 | 0% | 0 | 0% |
| 合計 | 242 | 100% | 108 | 100% |

汎用的な物品購入・役務契約について：

- 情報システムに係る調達において一者応札の比率が高い傾向となっている。特に大規模な調達案件ほど一者応札となっている傾向がある。

教育・研究開発等の委託契約について：

- 汎用的な物品購入・役務契約よりも一者応札の比率が高い傾向となっている。これは、国として取り組む特定の教育・研究課題に関する調査研究においては、業務履行能力のある委託先が一定規模を有する教育・研究機関に限られるため、そもそもの競争環境が限られていることが要因の1つと考えられる。

しかしながら、資格要件や実績要件が過度なものとなっていないか、十分な事業期間が確保されているか、事業の発注ロットは適切か（分割可能な事業はないか）など、多角的な視点から競争性を確保・向上させる余地はあるものと考えられるため、引き続き教育・研究開発等の委託契約を対象に、重点的に調達改善の取組を実施していくものとする。

3. 取組内容

本計画では、調達の実況分析等を踏まえ、既存の取組のアップデートとともに、実効性のある新規の取組を企画・立案し、それらの取組の中から効率的かつ効果的に一者応札・応募の改善につながるものが期待できるものを「重点的な取組」（様式1）に位置づけることとする。

次に、内閣官房行政改革推進本部事務局による「令和7年度調達改善計画の策定要領」を踏まえ、

- ① 調達改善に向けた審査・管理の充実
- ② 調達事務のデジタル化の推進

を「共通的な取組」（様式1）に位置づけることとする。

最後に、当省がこれまで複数年に亘り実施してきた調達改善の取組のうち、今後も不断に取組む必要があると考えられるものなどを「その他の取組」（様式2）に位置づけることとする。

なお、厳しい人員削減が進む中で「働き方改革」を推進する観点から、調達改善の取組のために事務負担を過剰に増加させるのではなく、調達事務の効率化やデジタル化をあわせて推進することで、単なる調達コストのみならず事務コストを含むトータルコストの低減を包括的に達成することを目指すものとする。

4. 調達改善計画の推進体制

(1) 推進体制の整備

適切なガバナンスを発揮する観点から、文部科学省大臣官房長を統括責任者とする文部科学省の行政事業レビュー推進チーム（本計画において「推進チーム」という。）が本計画を決定し、取組結果の検証・評価及び統括を行うこととする。

また、本計画の実務上の推進を調達改善ワーキングチーム（本計画において「ワーキングチーム」という。）が担うものとする。

○ 行政事業レビュー推進チームの構成は次のとおり。

| | |
|-----------|--------------------------|
| 統括責任者 | 大臣官房長 |
| 統括責任者(代理) | 大臣官房サイバーセキュリティ・政策立案総括審議官 |
| 副統括責任者 | 大臣官房会計課長、大臣官房政策課長 |
| メンバー | 大臣官房人事課長 |
| 〃 | 大臣官房総務課長 |
| 〃 | 大臣官房国際課長 |
| 〃 | 大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長 |
| 〃 | 総合教育政策局政策課長 |
| 〃 | 初等中等教育局初等中等教育企画課長 |
| 〃 | 高等教育局高等教育企画課長 |
| 〃 | 科学技術・学術政策局政策課長 |
| 〃 | 研究振興局振興企画課長 |
| 〃 | 研究開発局開発企画課長 |
| 〃 | スポーツ庁政策課長 |
| 〃 | 文化庁政策課長 |
| 〃 | 国立教育政策研究所研究企画開発部長 |
| 〃 | 科学技術・学術政策研究所総務研究官 |

○ 調達改善ワーキングチームの構成は次のとおり。

大臣官房会計課副長、大臣官房会計課総務班主査、大臣官房会計課監査班主査、大臣官房会計課用度班主査、研究開発局開発企画課特別会計審査官、スポーツ庁政策課課長補佐、文化庁政策課課長補佐、国立教育政策研究所会計課長、科学技術・学術政策研究所総務課長

(2) 外部有識者の活用

一者応札・応募の改善や随意契約の適切性の確保等については、外部有識者の知見を活用した事後検証を行うこととする。

物品・役務等契約に関しては契約監視委員会を原則として年3回、工事契約に関しては入札監視委員会を原則として年1回、それぞれ会合を開催した上で外部有識者から意見・提案を得ることとし、今後の調達改善の取組に反映するものとする。

また、本計画の策定や後述する自己評価の実施の際にも、外部有識者に指導・助言を求めるものとする。

(3) 会計監査組織との連携

本計画に基づく取組が確実に実行されるよう、会計監査組織が調達手続の各段階で事前監査を行うとともに、実地による事後監査を行うことで、牽制効果と実行性を確保・向上させるものとする。

5. 進捗把握及び自己評価の実施

(1) 実施時期等

ワーキングチームは、調達担当部署からの報告を受けて、半期毎（上半期：4月～9月、下半期：10月～3月）に本計画の進捗状況を取りまとめ、推進チームに報告する。

また、本計画の自己評価については、上半期終了後及び年度終了後に次の(2)に定めるところにより行う。

(2) 自己評価の方法

- ① ワーキングチームは、上半期終了後においては概ね10月末までに、年度終了後においては概ね翌年度5月末までにそれぞれの期間における取組実績（目標の達成状況、具体的な調達改善の状況、契約監視委員会等による検証結果）について取りまとめる。
- ② ワーキングチームは、上記取組実績をもとに、見直しによる効果・成果の検証等の観点から自己評価案を作成し、推進チームに報告する。
- ③ 推進チームは、調達の改善状況を確認し、自己評価を決定するとともに、計画どおりに実施されていないと判断した取組については原因を把握し、調達担当部署に改善を指示する。

なお、自己評価結果には、実施した取組内容及びその効果、目標の達成状況、実施において明らかになった課題、今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべき事項等を盛り込むものとする。

(3) 自己評価結果の公表

本計画の取組実績の自己評価は、ホームページにおいて公表するものとする。

6. 人事評価への反映及び人材の育成

業績評価において、自身の担当する業務でコスト意識や業務改善に留意した目標を設定可能な場合は、業績目標の設定を行い、その後の人事評価に適切に反映するものとする。

また、省内の職員向けに、調達改善の取組を含めた会計事務研修や外部有識者の知見を活用した研修等を実施することで、調達に関する知識や能力のより一層の向上に取り組むものとする。

さらに、会計業務マニュアル等の充実に取り組むとともに、調達改善の成果やノウハウを蓄積し、省内への情報の共有化を図ることで、省内のすべての職員のスキルアップに資するものとする。

7. その他

(1) 取組状況等の公表

本計画に関する取組状況等は、ホームページにおいて公表するものとする。

(2) 計画の見直し

本計画については、本部決定及び指針の改定や進捗状況等を踏まえ、改訂の必要が生じた場合には、適時に所要の見直しを行うものとする。

(3) その他

本計画に定めるもののほか、調達改善の取組の実施に関して必要な事項は、推進チームの統括責任者が別に定める。